

要望書(抄)

平成24年5月17日

全国自治体病院開設者協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会

3. 医療基本法について

医療は、国民共有の貴重な資産であり、国が責任を持って地域の医療を保障する必要がある。医療に関する個別法は多いが、それらが立ち返るべき医療基本法がないために、例えば医師の診療科別、地域別の偏りを是正する法律の制定などが極めて困難になっている。このようなことから、国と自治体の医療に関する責任を明確にするために、また、新たな立法措置が容易となるよう、医療基本法の制定を早急に図ること。